

定 款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人融合研究所と称する。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、メディア融合関連の調査・研究等について、明確かつ機動的に遂行することを目的とし、その目的を資するため、次の事業を行う。

1. 情報通信分野に関する調査・研究の受諾及び刊行物の編集、出版業務
2. 情報通信分野に関する情報交換及び情報共有
3. 情報通信分野に関する政策提言
4. 情報通信分野に関する普及・啓発
5. 前各号に附帯関連する一切の業務

(法人の公告方法)

第 4 条 当法人の公告は、ホームページに掲示する。

(基金を引き受ける者の募集)

第 5 条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第 6 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第 7 条 基金の拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事の過半数により決定したところに従って返還する。

第2章 社員たる資格の得喪

(社員)

第 8 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当社法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第 9 条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負うものとする。

2 既納付の経費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(退社)

第 10 条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して、予め、退社の予告をするものとする。

2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由による退社する。

(1) 総社員の同意

(2) 死亡または解散

(3) 除名

(除名)

第 11 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、または当法人の目的に反するような行為をしたとき、または社員としての義務に違反したときは、社員総会の決議により除名することができる。

(社員名簿)

第 12 条 当法人は、社員の氏名または名称及び住所を記載した名簿を作成する。

(社員の氏名または名称及び住所)

第 13 条 社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

中村伊知哉

菊池尚人

石戸奈々子

平田博子

第3章 社員総会

(社員総会)

第 14 条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年8月にこれを開催し、臨時総会は必要あるときに開催する。

(開催地)

第 15 条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催するものとする。

(招集)

第 16 条 社員総会は、代表理事がこれを招集するものとする。

2 社員総会の招集は、理事の過半数で決定する。

3 社員総会を招集するには、会日より 5 日前に各社員に対して、その通知を發することを要する。

(決議の方法)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって決する。

(議決権)

第 18 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 19 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事の過半数の決定により定められた順序により、他の理事がこれに当たる。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、議事録を作成し、その経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した理事がこれに記名押印を行う。

第 4 章 理事及び監事並びに代表理事

(員数)

第 21 条 当法人は、理事 5 名以内及び監事 1 名を置く。

(資格)

第 22 条 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要あるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(選任)

第 23 条 当法人の理事及び監事の選任は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数により選任するものとする。

(任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、その選任時に在任する理事の任期の満了すべき時までとする。
- 4 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了すべき時までとする。

(代表理事)

第25条 当法人は、代表理事を置き、理事の互選によりこれを定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

(報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬等は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

第28条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律その他の法令によるものとする。

以上、有限責任中間法人融合研究所から一般社団法人への移行をするため、この定款を作成したものである。

平成21年3月18日

代表理事 中村 伊知哉